

令和8年 第4回 新富町農業委員会会議録

(令和8年4月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 8 年 第 4 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 8 年 4 月 2 8 日 (水)					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 8 年 4 月 2 8 日 午後 2 時 0 0 分 議長 閉会 令和 8 年 4 月 2 8 日 午後 2 時 2 4 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10 番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12 番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13 番	倉永 英生	×
	6 番	藤井 貞敏	○	14 番	新惠 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16 番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員		9 番 長友 保 委員 10 番 猪俣 忠 委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐兼係長	嶋末 剛	○			
	主任主事	河野 晃大	○			
	会計年度任用職員	木村 友香	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農地法第5条の規定による許可申請承認について（事業計画変更）
- (5) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について
- (6) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

報告第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（事業計画変更）

議案第21号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について

議案第22号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議長 ただ今から、令和8年第4回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 3月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。ほかに報告事項があれば事務局の説明をお願いします。

事務局 （報告事項を報告）

議長 この件について質問等はないですか。

議長 それでは質問もないようですので、この件については終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、9番 長友 保委員、10番 猪俣 忠委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 これより報告案件を議題といたします。
日程第3 報告第1号「農地法第18条第1項の規定による許可申請承認について」、事務局の報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号についてご報告いたします。令和8年第3回定例総会において「農地法第18条第1項の規定による許可申請承認について」に係る会長専決処分にて進達を行うことについてご承認いた

だきました。その後、議案書の最後に添付しております一覧のとおり、契約件数 15 件の内 10 件の解約の意思を示す申請書が提出されましたので、随時、会長専決処分を行い、県へ進達をいたしましたのでご報告いたします。以上です。

議長 この件について質問はないですか。

井崎 残りはあと何件ですか。

事務局 5 件です。

井崎 わかりました。

議長 ほかに質問はないですか。
それでは、この件については終わります。

議長 次に、議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その 1 について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■■■の畑で 20 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、10a あたり■■■円で対価額が■■■円となっております。なお、取得後は甘藷を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、甘藷が作付けされており、耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

鬼塚 ありません。

議長 次に、その 2 について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■他4筆の畑で5筆の合計2,586㎡です。所有権移転の経営規模拡大で、10aあたり■■■■■円で対価額が■■■■■円となっております。なお、取得後はダイコン等を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、管理されており、耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

藤井 ありません。

議長 次に、その3について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

議長 その3についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字下富田字■■■■■の田で988㎡です。所有権移転の経営規模拡大で、10aあたり■■■■■円で対価額は■■■■■円となっております。なお、取得後は水稻を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、水稻が作付けされており、耕作に問題のない土地でした。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

前田 対価額が■■■■■円と高いんですが、第3種農地の準工業地域で転用可能な土地ということでこの値段ということらしいです。

議長 次に、その4について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

議長 その4についてご説明いたします。

譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は大字日置字■■■■■ほか2筆で合計963㎡です。所有権移転の経営規模拡大で、10aあたり■■■■■円で対価額は■■■■■円になります。なお、取得

後は甘藷を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、少し雑草が繁茂していましたが耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

井崎 ないです。

議長 次に、その5について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

議長 その5についてご説明いたします。

譲受人が■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■■■及び■■■■の田で合計 1,078 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、10a あたり■■■■■円で対価額は■■■■■円となっております。なお、取得後は水稻を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕起されており耕作に問題はない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

藤井 ありません。

議長 ただ今、説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

長友嘉 2番なんですけど、■■■■■さんのほうは本人が大根を作付けすることなんですか。

事務局 申請書では、大根とかほかに色々な野菜を作付けすることでございます。

事務局 大根と白菜と玉ねぎを作付けすることです。

長友嘉 今はほかに購入されている田とかも作付けされているということで

すね。そしたら。結構面積があると思いますけど。

事務局 こちらの購入されたところですかね。まだ、作付けはされていなくて草が刈ってある状態でした。

長友嘉 ま、作付けをされればいいんですけど。購入されればそれは全然問題ないんですけど。

事務局 機械とかもあるということで、家の近くなんで管理もされるかと思っています。

議長 また、事務局の方で注視をしたいと思いますので。

事務局 機械をトラクターと管理機を所有をされているみたいです。

長友嘉 見たことないもんで。購入されたんでしょうね。

議長 地元委員と注視しながら行きたいと思います

議長 ほかに質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 18 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 18 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。
現地調査資料の 1 ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字上富田字■■■■■■で、登記地目及び現況が田の 363 m²になります。場所については、■■■地区集

会所から南東に 70mほど進んだ土地です。(航空写真で位置を説明) 申請内容は一般個人住宅建築になります。2 ページの利用計画図をご覧ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農地の広がりから第 1 種農地と判断しておりますが「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当いたします。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員の説明を求めます。

議長 7 番 太田 茂 委員

太田 7 番太田が説明したいと思います。場所は先程説明がありましたとおり、■■■■公民館の斜め前の県道沿いになります。以前は駐車場が建ってましてそれを崩しまして更地になっていますのでなんら問題ないと思います。

議長 ただ今、議案第 19 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 19 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 19 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について（事業計画変更）」を議題といたします。

議長 その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。
現地調査資料の 3 ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲

渡人は■■■■さんです。申請地は大字日置字■■■■■■■■で、登記地目及び現況が畑の 21.24 m²になります。場所については、■■■地区集会所から東に 200mほど進んだ土地で、(航空写真で位置を説明) 申請内容は一般個人住宅敷地になります。なお、本案件は令和 7 年 11 月総会にて、一般個人住宅の建築で転用許可が下りた下段の■■■■の隣接地になり、許可地と一体的に利用するための申請です。4 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は都市計画区域内の準住居地域に指定されているため、第 3 種農地と判断し、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員の説明をお願いします。

議長 16 番 出口幸一郎 委員

出口 16 番出口が議案について説明いたします。事務局の説明にあったとおり 11 月に申請があったところで、現地に行ったところもう家が建ち始めておりました。追加申請ということでなんら問題ないと思います。以上です。

議長 ただ今、議案第 20 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 20 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 20 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 21 号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について」を議題といたします。

議長 その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

6 番 藤井貞敏 委員

藤井 所在が新田■■■■■■■、面積が 2,596 m²で譲渡人が■■■■■さん
で買受申出者が■■■■■さんです。10 a あたり 308,166 m²で対価額が
■■■円で公告予定日が 4 月 28 日になります。長友委員との共同あっせ
んです。以上です。

議長 ただ今、議案第 21 号について説明が終わりましたが質問等はないで
すか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 21 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 21 号については承認されました。

議長 次に、議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）に
ついて」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めま
す。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第 22 号農用地利用集積等
促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第
18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべき
ことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程する
ものです。以上です。

議長 それでは、その 1 からその 79 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 22 号についてご説明いたします。
農地中間管理事業の湯風呂地区ほか、個別案件で、賃貸借 64 件、使
用貸借 15 件の計 79 件になります。
以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 22 号について説明が終わりましたが質問等はないで

すか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 22 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 22 号については承認されました。

議長 以上で、令和 8 年 4 月 28 日開会の第 4 回新富町農業委員会定例総会
に付議されました案件は、全て審議終了しました。
これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和 8 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____